

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の透明性及び効率性を確保し、環境変化に迅速に対応できる組織体制と株主価値を継続的に維持向上させていくために、公正な経営システムを構築することを主眼とし、適時かつ積極的な情報開示を行うことが重要と考えております。

当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しており、監査等委員会は3名で構成され、社外取締役監査等委員会委員3名となっております。取締役会は取締役監査等委員会委員3名を含む7名で構成され、経営の基本方針をはじめとする重要事項を審議決定する機関と位置づけられており、この取締役会をはじめとした重要な会議には、監査等委員会委員が直接出席し、意思決定及び業務執行に対して適切な監査を行っております。さらに、グループ経営戦略の強化と迅速な業務執行を行うために、管理本部・事業部・技術開発本部が密接な連携を保ち、そのもとに各事業部門・各工場・海外子会社等を配置する横断的な機構改革を行い運営しております。また、リスク管理の強化と透明性の確保が重要であるとの認識から、グループ企業倫理憲章及び行動規範を定め、コンプライアンス宣言を行うとともに、全役員、全従業員にコンプライアンス手帳を配布し、社内ネットワークを通じて企業倫理精神の醸成を強く求めています。

このように当社は、公正な企業活動を通じて広く社会への貢献に努め、株主・顧客・消費者各位、さらには従業員の負託に応えてまいり所存であります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

#### 【補充原則 4 - 1 - 3】

当社は、企業の継続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、計画的な後継者育成・監督に努めるべきであると考えております。上記の方針に基づき、代表取締役の候補者については各役員に周知のうえ、取締役会・監査等委員会を中心となり、後継者としての適確性を判断するとともに育成を行っております。

しかしながら、現状では後継者育成に関する具体的な計画の策定・運用はしておらず、検討が必要な事項であると認識しております。今後、後継者計画を策定・運用する際に、取締役会が積極的に関与してまいります。

#### 【原則 4 - 11 . 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役は、経営・財務・技術・営業等の各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための適正規模で構成していると認識しております。また、当社の監査等委員には、公認会計士及び税理士等があり、財務・会計に関する適切な知見を有しております。取締役会全体としての実効性については、現在も分析・評価しておりますが、今後監査等委員会を中心にさらなる分析、評価を進め、引続き機能の向上を図ってまいります。

また、ジェンダーや国際性の面を含む多様性については、適正規模を考慮したうえで、今後、検討してまいります。

#### 【補充原則 4 - 11 - 3】

当社の取締役会は毎月開催され、取締役会規則に定める重要事項について適時・適切に審議・決定されております。また、経営状況についても定期的に報告を受け、適切なリスク管理および業務執行の監督を行っております。重要な案件については、社外取締役である監査等委員に事前に内容を説明し、取締役会で十分な審議時間を確保して活発な議論が行われております。しかしながら、現状当社では取締役会の実効性の分析・評価方法及び結果の開示については整備されておきませんので、引き続き検討してまいります。

#### 【原則 5 - 2 . 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、資本コストについて適宜把握しております。

また、当社は、中期経営計画において業績目標等の数値目標を策定しており、目標達成に向けた具体的な施策を含む経営方針を当社ホームページで開示しております。

しかしながら、当社においては、把握した資本コストを指標として中期経営計画を策定してはならず、今後は、資本コストを十分に意識し合理性をもった中期経営計画を策定するよう検討してまいります。また、株主招集通知において事業構造の見直しの必要性などを記載しており、経営資源の配分等について株主に対して説明を行っております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則 1 - 4 . 政策保有株式】

##### (1) 政策保有に関する方針

当社は、事業戦略、取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、政策保有株式を保有しております。保有の意義が必ずしも十分でない判断される銘柄については、株式を保有している会社と十分な対話を経て縮減を図ります。

##### (2) 政策保有株式に係る検証の内容

政策保有株式については、取締役会において、定期的にその保有目的、その他考慮すべき事情等を総合的に勘案した上で、保有の要否を判断しております。検証の結果、保有を継続すると判断した銘柄については、有価証券報告書において、特定投資株式として、その保有株数・保有目的を開示しております。

##### (3) 政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式に係る議決権の行使については、議案の内容を検討し、投資先企業の経営方針や事業計画等を把握した上で、中長期的な企業価値の向上に資するか否かの視点に立って判断しております。

#### 【原則 1 - 7 . 関連当事者間の取引】

取締役及びその近親者との取引については、取引の有無に関する調査として「取締役職務執行確認書」を作成し、重要な事実がある場合、監査等委員会にて審議のうえ、取締役会に報告しております。なお、取締役が主要株主との競業取引及び利益相反取引を行う際は、取締役会での審議及び決議を要することとしております。

また、関連当事者間の取引については、会社法・金融商品取引法・その他の適用法令・東京証券取引所が定める規則に従い開示しております。

#### 【原則 2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の確定給付企業年金の運用担当部署である経理財務部では、運用機関である信託銀行から運用状況の情報入手を定期的に行い、その内容を定期的に経営会議で報告し、運用状況を適切に管理しています。また、運用担当部署では、年金運用セミナーへの出席などを通じてその専門性を高めることに努めております。

#### 【原則 3 - 1 . 情報開示の充実】

(1) 当社は、経営理念をホームページにて開示しております。

(2) コーポレートガバナンスの基本方針を「コーポレートガバナンスに関する報告書」等にて開示しております。加えて、今後当社ホームページ等における開示を検討してまいります。

(3) 取締役の報酬等の決定に関する方針につきましては、社内規程にて定められており、「コーポレートガバナンスに関する報告書」及び「有価証券報告書」にて開示しております。また、「株主総会招集ご通知」にも記載しております。

(4) 当社取締役の選任及び取締役候補の指名を行う際は、当社の持続的な企業価値の向上を可能とする知識・経験・能力等を有していることや、前年のパフォーマンスを総合的に評価し、独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会より答申意見を受け、取締役会にて決定しております。また、取締役については、その経歴を「株主総会招集ご通知」等で開示しております。

また、取締役の解任に当たっては、企業価値の向上を可能とする知識・経験・能力等を有しているか再評価することに加え、前年のパフォーマンスを考慮し独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会より答申意見を受け、独立社外取締役を含む取締役会で決議を得ております。

(5) 上記(4)を踏まえて取締役の選任と取締役候補の指名を行った際の個々の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」にて、個々の経歴及び新任の場合の選任理由を開示しております。

#### 【補充原則 4 - 1 - 1】

当社は、法令上、取締役会における決議事項とすることが定められている事項及びこれに準ずる事項として、その重要性及び性質等に鑑み取締役会における決議事項とすることが適当であると認められる事項を「取締役会規則」にて規定し、取締役会において判断・決定しております。

また、当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会とその意思決定に基づく業務執行機能の分離を目的として、執行役員制度を導入しており、取締役から業務執行に関わる権限を大幅に委譲することによる意思決定の迅速化を図っております。なお、事業の基本方針その他経営に関する重要事項について代表取締役社長が的確な意思決定を行うため、取締役と監査等委員及び幹部社員で構成される経営執行会議を設置し、月1回以上の開催により、事業運営に関する円滑かつ迅速な意思決定及び監督を行っております。

#### 【原則 4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立社外取締役を選任しております。

また、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を選定しております。

#### 【補充原則 4 - 11 - 1】

当社の取締役会は、取締役7名(うち、独立社外取締役監査等委員3名)で構成しており、構成人員の規模については適正であると考えております。

また、取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性については、個々の役員選任の段階において考慮しております。具体的には、社内役員に当社の持続的な企業価値の向上を可能とする知識・経験・能力等を求めており、社外取締役を含む監査等委員には、経営の監督機能を果たすため、企業経営に係る幅広い経験及び豊富な見識と財務・会計・総務に関する十分な知見等を求めることとしております。

なお、選任手続きについては、【原則3 - 1】(4)にて記載の通りであります。

#### 【補充原則 4 - 11 - 2】

社内役員については、現時点において他の上場会社社員の兼任はありません。

直前事業年度末時点における社外役員に係る他の上場会社社員の兼任状況については、当該事業年度に係る「株主総会招集ご通知」にて記載の通りであります。

#### 【補充原則 4 - 14 - 2】

役員については、【原則3 - 1】(4)に記載している方針に基づき選任のうえで、新任取締役は期待される役割・責務を適切に果たすため、新任取締役向けの外部セミナーを受講し、その役割・責務に係る理解を深めることとしております。また、取締役全員についても、機会があるごとに外部セミナーを受講し、取締役として期待される役割・責務等に関する必要知識の習得及び知識の継続的更新に努めております。

#### 【原則 5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社はIR担当部門を設置しており、株主との対話(面談)については原則としてIR担当員が臨むことといたうで、必要に応じて代表取締役社長を含めた役員が面談に臨んでおります。上記により上場企業としての説明責任を果たすとともに、株主との建設的な対話を通じて得られた知見及び考えをその後の経営判断に反映させていくことに努めております。

今後は、株主との建設的な対話をさらに促進するため、迅速、正確かつ公平な情報開示にも努めてまいります。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱ケミカル株式会社	547,006	13.92
小林 崇将	374,900	9.54
三菱UFJ信託銀行株式会社	146,759	3.73
株式会社三菱UFJ銀行	92,207	2.34

日本マスタートラスト信託銀行株式会社	89,117	2.26
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED	70,400	1.79
東京海上日動火災保険株式会社	43,911	1.11
西 美恵子	42,800	1.08
楽天証券株式会社	38,300	0.97
株式会社SBI証券	37,600	0.95

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

・上記大株主の状況は、2018年9月30日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数 <a href="#">更新</a>	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
遠藤 健二	公認会計士													
横路 明夫	他の会社の出身者													
森本 雄二	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠藤 健二			公認会計士事務所を開業	公認会計士の資格を有しており、独立した立場で監査・監督を行なっていただくため、選任をお願いしております。
横路 明夫				豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、選任をお願いしております。

森本 雄二		<p>会計事務所を開業 日東化工株式会社、株式会社サーフテック及び株式会社インターフェイスの社外監査役を兼務しております。</p>	<p>税理士の資格を有しており、日東化工株式会社、株式会社サーフテック及び株式会社インターフェイスの社外監査役を兼務しております。 当社と日東化工株式会社との間に取引関係はありますが、人的関係、資本的关系又はその他の利害関係はありません。 当社と株式会社サーフテック及び株式会社インターフェイスとの間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。</p>
-------	--	---	--

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は3名で構成され、社外取締役監査等委員会委員3名となっております。  
またその選任方法は株主総会の決議によって選任されますので業務執行取締役からの独立性も有しております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人及び監査室員は、監査業務において連携を図り、効率のよい監査を実行できるよう取締役及び使用人は支援する。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 <span style="background-color: orange;">更新</span>	あり
--	----

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会								

### 補足説明 更新

独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会

## 【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

### その他独立役員に関する事項

資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

#### 株式報酬制度の導入

株式報酬は、従前の役員退職慰労金の支給水準を加味し、総額では前年度と同水準となるよう設計しております。本制度は報酬額が業績に連動するため、業績向上・黒字化に向けたインセンティブ制度として導入を決定いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2019年3月期に当社が支払った役員報酬の内容

取締役(監査等委員を除く)(6名)に支払った報酬 39百万円

取締役(監査等委員)(4名)に支払った報酬 10百万円(うち社外取締役3名に支払った報酬 8百万円)

合計(10名) 50百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬額は、平成27年6月26日開催の定時株主総会において、年額1億3千万円以内と決議いただいております。また、監査等委員である取締役の報酬額は、年額5千万円以内と決議いただいております。

## 【社外取締役のサポート体制】

原則、年10回の監査等委員を含む取締役会を開催し、出席されないときは議事録の配信にて対応。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### 1. 取締役会

取締役会は、経営の基本方針をはじめとする重要事項を決定する機関と位置づけしており、取締役会規則に決議事項を具体的に定め、年10回開催しており、業績の進捗についても議論され方策等を検討しております。

### 2. 監査等委員会

当社は監査等委員会設置会社制度を採用しております。監査等委員3名を選任しており、社外取締役監査等委員3名により、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役の業務執行を客観性及び中立性の観点より厳重に監視しております。

### 3. 経営執行会議

取締役と常勤監査等委員及び幹部社員で構成される経営執行会議を月1回以上開催し、各担当業務遂行状況報告を受け、必要に応じて協議のうえ業務執行指示を行い、取締役会には業務遂行状況の報告を行うとともに、重要案件の付議を行っております。

### 4. 内部監査

監査室が監査計画に基づいて内部監査を実施しております。

### 5. 会計監査人

監査法人薄衣佐吉事務所を会計監査人として選任しております。会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を行うと共に、会計上の判断を必要とする場合、適宜、意見を頂いております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が現在採用しているガバナンス体制は監査等委員会設置会社制度であり、それぞれの会社機関に求められる役割が適正且つ効率的に機能していると判断しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日よりも早期に株主総会招集通知の発送を行うこととしております。
その他	株主総会会場では映像や音声を用いて事業の報告を行うなど株主の皆様理解を深めて頂く工夫を行っております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、その他適時開示資料を掲載しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ企業倫理憲章及び行動規範を制定し、コンプライアンス宣言を行うとともに、全役員・全従業員にコンプライアンス手帳を配付し、企業倫理精神の醸成を強く求めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	すでに全工場において環境ISO14001の認証を取得し、維持管理しております。また、その他の関係会社主導によりCSR活動を積極的に推進しております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制は次の通りであります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (6) 当会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (7) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (9) 取締役および使用人が監査等委員会委員に報告するための体制その他監査等委員会委員への報告に関する体制
- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

#### 2. 整備・運用状況

- (1) グループ企業倫理憲章及び行動規範を定め、全役員及び全従業員に周知徹底を図るとともに、不正行為報告制度を制定・運用しております。
- (2) リスクマネジメントとコンプライアンスに関する「児玉化学内部統制スタンダード」を構築、次のとおり構成要素と実施範囲・内容を定め、運用しております。

##### ・統制環境

グループの内部統制実施方針の確認(取締役会決議)

##### ・リスクの確認と分析及び対応策

(イ) リスク分析と予防策、対応策の整備

(ロ) 遵法法令洗い出しと重要条文抜き出し解説整備

##### ・統制活動

経営レベル&組織内での統制活動

##### ・情報と伝達

ビジネスネット(社内情報伝達システム)による常時社内情報公開、及びネットユーザー相互間のメーリングシステムによる報・連・相の活用

##### ・監視活動

取締役(会)、監査等委員会委員(会)、リスク管理・コンプライアンス委員会、内部監査室にて下記を実施

(イ) 内部統制チェックリストによる各部門年1回の実施状況確認報告

(ロ) 改善内容の指示と改善進捗度合の監視

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

企業倫理に関する方針・行動基準において、反社会的勢力の排除、すなわち反社会的勢力と断固として闘うことを方針・行動基準の一つとして掲げている。また、対応統括部署である人事総務部を中心として、警察を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集などを行い、グループ内での周知・注意喚起などを図っております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項